

山口きらら博記念公園  
体験学習施設・アーバンスポーツ施設コンテンツ導入業務

要求水準書

令和8年6月

山口県

## 目次

1	本書の位置づけ	1
2	事業の目的	1
3	事業内容	1
	(1) 概要	1
	(2) 事業対象施設・概要	1
	(3) 事業方式	1
	(4) 事業範囲	1
	(5) 配置図面	2
	(6) 業務委託期間	2
4	事業者に係る基本事項	2
5	遵守すべき法令等	3
6	著作権等の取扱	3
	(1) 成果品の著作権	3
	(2) 著作権の侵害の防止	3
	(3) 特許権等の使用	3
7	基本方針	3
8	要求水準	4
	(1) 施設別要求水準	4
	(2) 共通要求水準	10
	(3) その他	10
9	業務管理責任者の配置	10

### [資料]

資料1\_計画平面図

資料2\_体験学習施設平面図

資料3\_体験学習施設断面図

資料4\_アーバンスポーツ施設 (平面図・断面図・立面図)

資料5\_アーバンスポーツ施設 (平面図)

資料6\_アーバンスポーツ施設 (立面図)

資料7\_アーバンスポーツ施設 (断面図)

資料8\_敷地ボーリングデータ

## 1 本書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、山口県（以下「県」という。）が、山口きらら博記念公園 体験学習施設・アーバンスポーツ施設コンテンツ導入業務（以下「本業務」という。）のプロポーザルを実施するにあたり、応募者が提案に満たすべき最低限の水準を示すものであり、「山口きらら博記念公園 体験学習施設・アーバンスポーツ施設コンテンツ導入業務 公募型プロポーザル募集要項」と一体のものとして扱う。

## 2 事業の目的

県では、全国から多くの方が来場する大規模イベントの舞台となり、海に面したロケーションや広大な敷地など、高いポテンシャルを有している山口きらら博記念公園（以下「公園」という。）を、幅広い世代が集い、伸び伸びと活動する中で、山口の豊かさや住みよさを実感できる「交流拠点」、県外の人に訪れてもらう「集客拠点」とし、元気と活力を創出・発信していく拠点となるよう、再整備を進めているところである。

本業務では、体験学習施設及びアーバンスポーツ施設が、子どもの知的好奇心や発想力及び体力・運動能力の向上を図るとともに、近年注目度の高まっているスケートボードやBMXなどのアーバンスポーツを、初心者から愛好者までの幅広い層の人々に親しまれる拠点となるよう整備を進めることを目的とする。

## 3 事業内容

### (1) 概要

事業対象施設のうち、体験学習施設及びアーバンスポーツ施設については県が建築工事を実施した後、事業者がデジタルコンテンツやアクティビティコンテンツ、アーバンスポーツ施設のセクションの整備を行い、パンプトラックについては、県の建築工事終了後に対象範囲を整地した後、事業者がパンプトラック等を施工する。

### (2) 事業対象施設・概要

事業対象施設	各施設の概要
①体験学習施設（体験学習ゾーン・投影ゾーン）	デジタル技術を活用した体験学習
②体験学習施設（アクティビティゾーン）	トランポリンなどのアクティビティ
③アーバンスポーツ施設	インドアのスケートボード・BMXパーク
④パンプトラック	BMX・MTB、スケートボード用パンプトラック

### (3) 事業方式

県が体験学習施設、アーバンスポーツ施設等の各コンテンツの整備を事業者に一括して委託する。

### (4) 事業範囲

事業者は、体験学習施設、アーバンスポーツ施設、パンプトラックの整備に関する次の業務を行う。

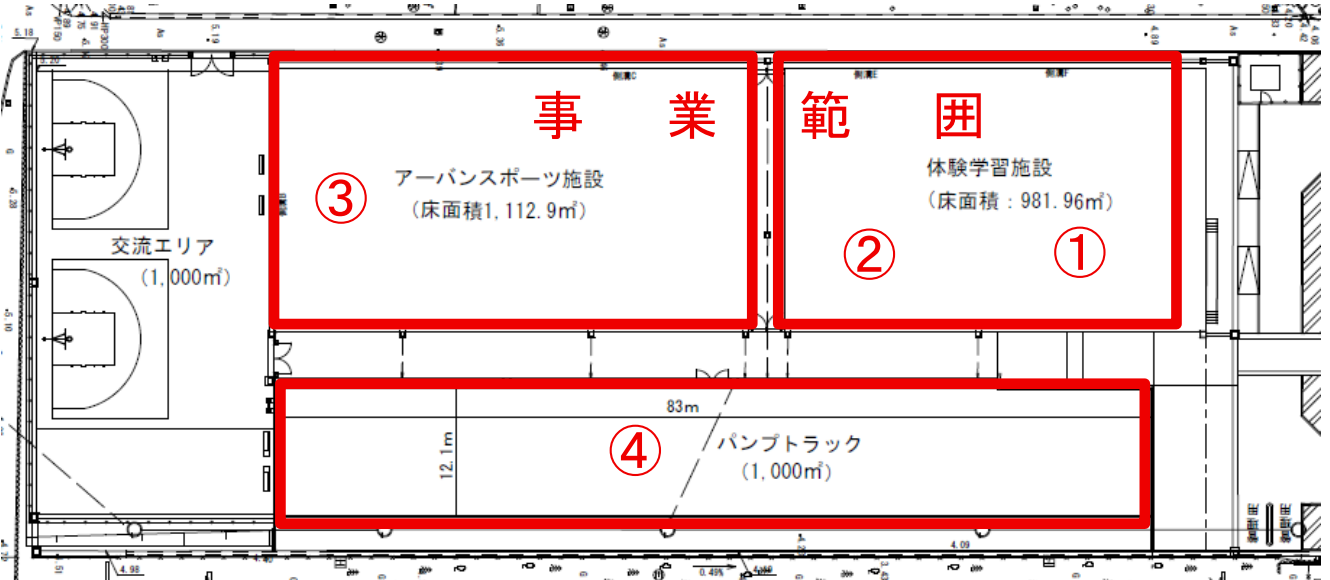
- ①体験学習施設のデジタルコンテンツ製作、設置業務
- ②体験学習施設のアクティビティコンテンツ製作、設置業務
- ③アーバンスポーツ施設のセクション整備業務
- ④パンプトラックの設計、施工業務

(5) 配置図面

事業範囲は、下図に赤囲みで示す、アーバンスポーツ施設、体験学習施設、パンプトラックである。(配置の詳細は資料1参照)

隣接地には県が整備する交流スペースを設けており、床面はコンクリート仕上げで、3×3コートとスケートボードなどが楽しめるフリースペースとなっている。

[体験学習施設・アーバンスポーツ施設・パンプトラック配置図]



(6) 業務委託期間

契約締結の翌日から令和10年3月31日(金)まで。

〈参考〉スケジュール (予定)

区分	令和8年		令和9年								令和10年		
	11月	12月	1月	2月	~	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約	■												
設計・製作		■											
設置(体験学習施設)			工事《建築》								■		
整備(アーバンスポーツ施設)			工事《建築》					■					
施工(パンプトラック)										■			

体験学習施設及びアーバンスポーツ施設については、県が建築工事を発注し、施設の建設後に受注者が施設内のコンテンツ等の搬入、設置、据付、施工となる。

パンプトラックは、体験学習施設及びアーバンスポーツ施設の建築工事終了後、県が敷地を整地した後に施工となる。

建築工事の工程により、事業期間が変更となる場合があり、詳細な実施スケジュールは、本業務の契約締結後に、各施設の工事関係事業者等と打合せをして決定する。

4 事業者に係る基本事項

事業者は、業務完了に至るまで、責任を持って、要求水準を満たし、適切に事業を履行するものとする。

## 5 遵守すべき法令等

業務の実施にあたり、提案内容に応じて、関連する法令、条例、規則等（業務実施時点における最新のもの）を遵守するとともに、各種基準等についても、原則としてこれに準じて行うこと。

## 6 著作権等の取扱

### (1) 成果品の著作権

受注者は、本業務の成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

ただし、著作権を移動できないものがある場合は予め発注者と協議すること。

### (2) 著作権の侵害の防止

受注者は、本業務の成果品が第三者の有する著作権を侵害しないことを保証する必要がある。

### (3) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

## 7 基本方針

本事業の目的を達成するため、以下の基本方針を設定する。

- ・「探求」、「創造」、「思考」等の体験ができるコンテンツにより遊びながら学ぶことができる空間の創出
- ・天候に左右されず、子どもから大人までが、全力で遊び、挑戦することができる空間の創出
- ・アーバンスポーツの普及に繋がる、魅力的な体験学習施設内コンテンツの導入
- ・初心者から愛好者までスケートボード・BMXなどを楽しむことができるアーバンスポーツ施設の整備

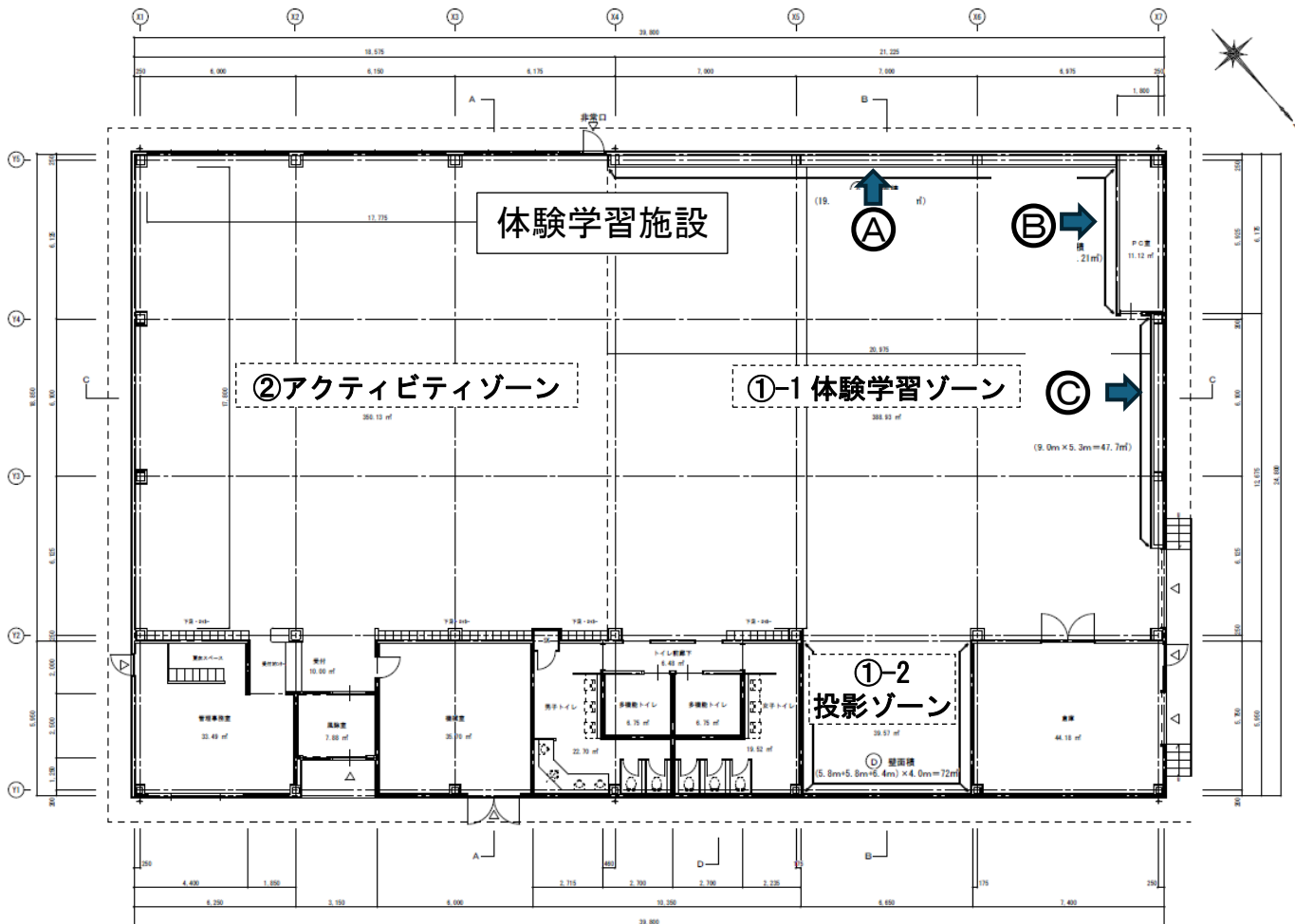
## 8 要求水準

### (1) 施設別要求水準

- ① 体験学習施設（体験学習ゾーン及び投影ゾーン）
- ② 体験学習施設（アクティビティゾーン）

天候に左右されずに遊ぶことができるよう、鉄骨造約 980 m<sup>2</sup>の施設内に、遊びながら学べるデジタルコンテンツを展開するエリアと、トランポリンやクライミング等で思いっきり体を動かせるコンテンツを展開するエリアの整備を行う。

ア [図1 体験学習施設ゾーニング平面図]



イ 各ゾーンの要求水準

区分	内容・仕様・設備等
① -1 体験学習ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅 20m×奥行 17m×高さ 4.5mのスペースを有効に使って配置すること（PC室 11 m<sup>2</sup>含）</li> <li>・図1の右上にPC室（エアコン付）があり、サーバールーム等として使用可能。〈図面の詳細は資料2、資料3を参照〉</li> <li>・図1のⒶⒷⒸの壁面をスクリーンとして使用できる <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⓐ壁面 縦 4.5m×横 19.6mをスクリーンとして使用可能</li> <li>Ⓑ壁面 縦 4.5m×横 5.7mをスクリーンとして使用可能</li> <li>Ⓒ壁面 縦 4.5m×横 9.0mをスクリーンとして使用可能</li> </ul> </li> </ul>

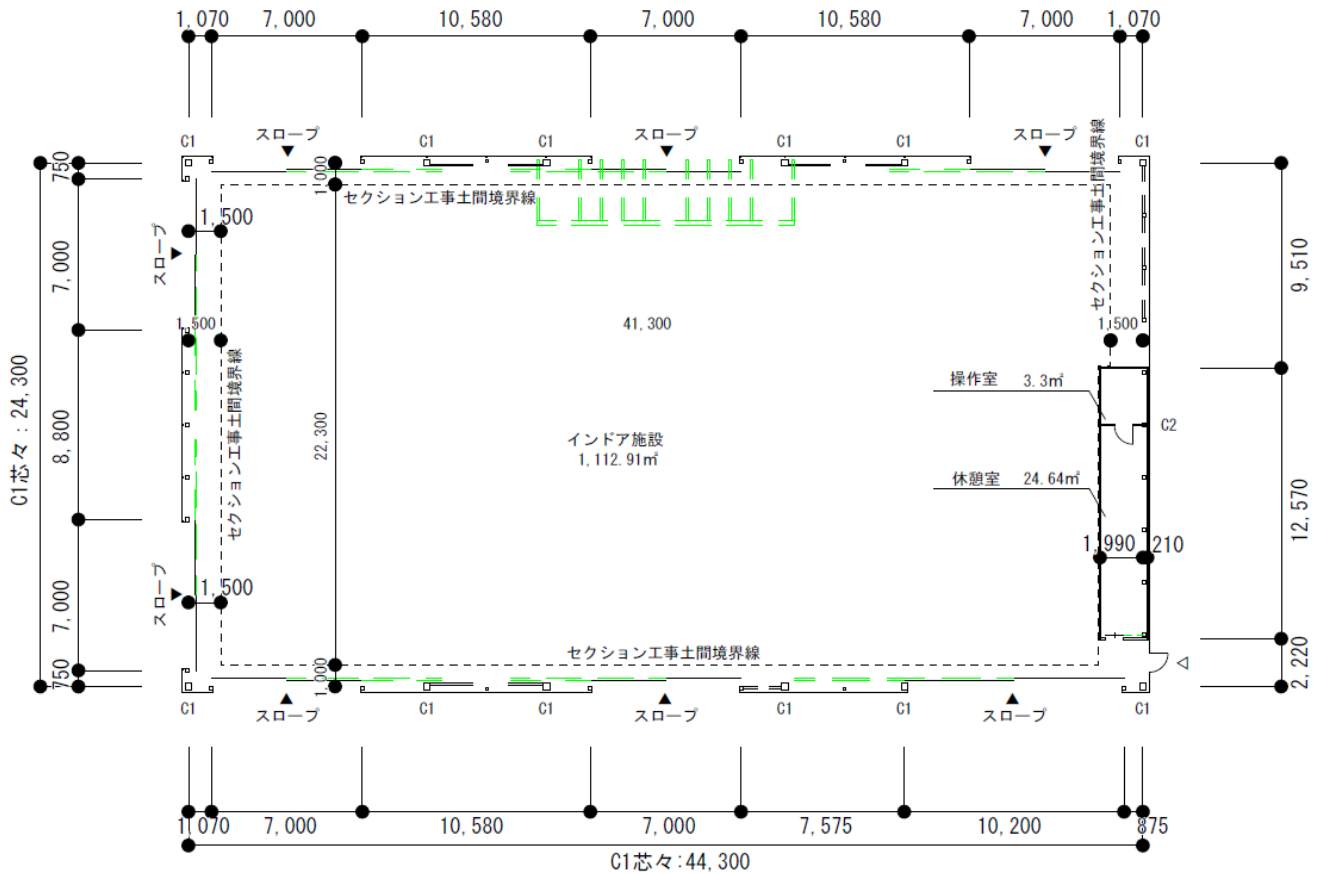
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面は黒仕上げであり、必要な数量のスクリーン、プロジェクターを用意すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクターは天井吊下げとすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術を活用した、6種類程度のコンテンツを提案すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象年齢は幼児から中学生を設定、家族で過ごしやすく、楽しめる内容を提案すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1コンテンツで全ての年齢層が楽しめるものでなくても良い</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体を使って遊びながら、想像力や思考力などの能力を伸ばすとともに、ふるさと山口への愛着心を育むコンテンツを提案すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県の歴史や自然、産業等について、本公園ならではの、ここでしか学べないことなどを含む内容とすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツごとに「探求心」、「想像力」、「思考力」等、体験することにより伸びることが期待できる効果を設定すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツを配置するエリアは体験学習ゾーンとするが、デジタルとアクティビティゾーンのコンテンツを融合した提案が可能である〈図面の詳細は資料2、資料3を参照〉</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験学習ゾーンの床面はタイルカーペット仕上（下地はアンダーレイ同等でOAフロアではない）となっている</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する機器については、後年度の負担が抑えられるものであること</li> </ul>
①-2 投影ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正面、左右両面、床面の4面をシームレスなスクリーンとして活用し、様々な映像を投影して没入感のある映像体験ができるゾーンをすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンとして使用する壁、床面のサイズ  正 面：縦4.0m×横6.4m  左右両面：縦4.0m×横5.8m  床 面：幅6.4m×奥行5.8m  〈図面の詳細は資料2、資料3を参照〉</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投影ゾーンの壁面及び床面は、映像投影可能な白仕上げであり、投影に必要なプロジェクターを用意すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各面のスクリーンの映像が切れ目なく立体的に見えるようにすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末などで取り込んだ動画ファイルのアイコンをタッチするなど、直感的に操作でき、映像を投影することができるようにすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作に必要なタブレット端末などを用意すること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションカメラ・ウェアラブルカメラで撮影し、保存したMP4などの動画データを特別な編集やファイル変換をしなくても、容易に投影できること</li> </ul>
②アクティビティゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅17.7m×奥行17.7m×高さ10mのスペースを有効に使って配置すること (図面の詳細は資料2、資料3を参照)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクティビティゾーンの床面はコンクリート仕上げがされていること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもから大人まで、全身を使い、段階的に挑戦できる屋内アスレチックやクライミング、トランポリンなど、バランス感覚や筋力など運動機能を向上させることができるコンテンツを提案すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置するコンテンツについては、原則、独立した構造とし、建物の柱・梁・壁などに負荷がかからないような計画とすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象を未就学児、小学校低学年、小学校高学年、中学生以上等と設定し、年齢層に応じて楽しめる提案をすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動に興味がない、運動が苦手な子どもでも、楽しみながら段階的に挑戦して行ける工夫がされていること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ10mの壁面を最大限活用したクライミングウォールを設置し、自動安全降下装置などの安全対策を施すこと</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故、怪我の防止のため、提案するアクティビティコンテンツに必要な安全対策を施すこと</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案にあたり、各種安全基準等に準拠すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルコンテンツとアクティビティを組み合わせたコンテンツなどの魅力の向上を図ること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BMXやスケートボードなどのアーバンスポーツへの繋がりも意識すること</li> </ul>

③ アーバンスポーツ施設

約 1,100 m<sup>2</sup>の膜構造のインドア施設内に、スケートボード及びBMX等の初心者から愛好者までが楽しめる、魅力的なセクションの整備を行う。

ア [図2 アーバンスポーツ施設平面図]



イ アーバンスポーツ施設要求水準

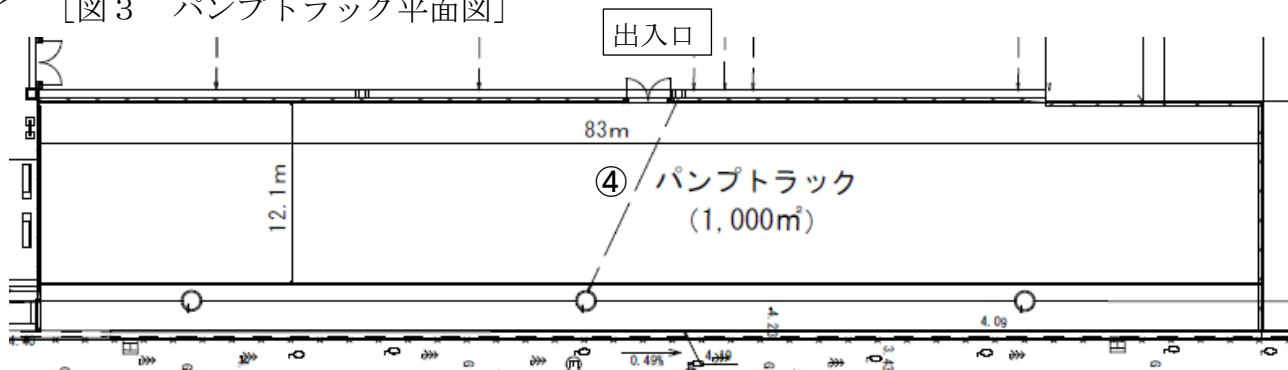
区分	内容・仕様・設備等
③アーバンスポーツ施設	・縦 25m×横 45m×高さ 9 mの屋根及び壁を膜構造で覆った全天候型の施設〈全体図は資料4を参照〉
	・床面は真砂土仕上げで引渡となり、引渡後に着手すること
	・施設（平面図右側）内に、縦 12.7m×横 2.2mの休憩室がある〈図面の詳細は資料5を参照〉
	・室内の高さ：最低 6m、最高 9mのアーチ形状 ※大型映像装置直下は高さ 5m〈詳細は資料7を参照〉
	・建物壁からセクション工事土間境界線までは、山口県が別に発注する建築工事にてコンクリートを施工する
・パーク施工範囲 床面：縦 22.3m×横 41.3m（休憩室の一部を含む）	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物壁からセクション工事土間境界線までは、コンクリートセクションの施工は行わないこと</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モジュラータイプの設置でセクション工事土間境界線を跨ぐ場合、荷重の重心を建物工事内の土間に極力かからないように配慮すること</li> </ul> <p>〈図面の詳細は資料5、資料6、資料7を参照〉</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未経験者、初心者は、隣接の交流エリア（コンクリート）でも練習やスクールを受講できること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面は現場打コンクリート仕上げとし、セクションは、コンクリートもしくはモジュラータイプのどちらか、または、複合でも良い</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩室のセクション設置面に接している壁は、床から80cmのコンクリート壁で仕上げている</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物壁からセクション工事土間境界線までは、コンクリートセクションの施工は行わないこと</li> </ul> <p>また、セクション工事で施工する土間については、不同沈下対策を講じ、境界は目地をとること</p> <p>〈地盤の詳細は、資料8を参照〉</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滑走面に使用する主なコンクリートは、セクションの形状等により適切な強度のコンクリートを使用すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低限のコンクリートの劣化防止対策をすること</li> </ul> <p>※誘発目地・含浸系保護剤など</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケートボードだけでなく、BMXによる走行も想定し、初心者から愛好者まで、幅広い層が楽しめるパークを提案すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この施設が目的地となるような、独自性のある提案を望む</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に楽しむことができ、安全に技の練習ができる環境づくりを想定すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部レジーマットによる着地の衝撃緩和やフォームピット、エアバッグなどによるジャンプの練習が可能なセクションを提案すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故、怪我の防止のため、安全に配慮した対策を施すこと</li> </ul>

#### ④ パンプトラック

主にBMX・MTBの走行のほか、スケートボード等の走行を想定し、走行面を舗装したエリアや初心者から楽しめるダートジャンプの要素を取り入れたエリアなど複合的なセクションのある約1,000㎡のパンプトラックの整備を行う。

ア [図3 パンプトラック平面図]



#### イ アーバンスポーツ施設要求水準

区分	内容・仕様・設備等
パンプトラック 要求水準	・縦12.1m×横83mの敷地を有効に活用してパンプトラックを設計すること〈図面の詳細は資料1を参照〉
	・コースはBMX・MTB・スケートボードなどによる走行を想定し、変化に富んだデザインを提案し、走行面はアスファルト舗装すること
	・走行面の幅は1m以上確保すること
	・ダートジャンプの要素も取り入れること
	・一部をダート（真砂土）として、変化を加えることができる提案も可
	・バームを設ける場合は、バームの走行面を必ずアスファルト舗装すること
	・BMX・MTBの競技者の助言やテスト走行をするなど、初級者から愛好者まで、体重移動による推進力を得ながら楽しむことができる適切な形状に仕上げること
	・必要に応じて、進行方向を示す表示をすること
・走行面以外は、張り芝、ゴムチップ舗装等により法面などを保護すること	

## (2) 共通要求水準

- ・県が別に発注する建築工事については、実施設計中であるため、施設の寸法に軽微な変更が生じる可能性がある。
- ・本業務の実施にあたり、地方自治法、都市公園法、建設業法など、必要とされる関係法令・条例等を遵守すること。
- ・提案内容等に応じて、工事が発生する場合は、山口県土木建築部が所管する公共工事の入札契約に係る要綱等に準じて、工事の着手前までに必要な手続きを取ること。
- ・災害時等の避難誘導経路を確保すること。
- ・周囲からの視認性について配慮し、死角が生じないように配置すること。
- ・コンテンツの魅力を確認しながら、運営スタッフの配置、維持管理の負担を可能なかぎり軽減する配慮をすること。
- ・整備するコンテンツは、業務完了後、直ちに指定管理者が使用可能な状態に整備すること。
- ・業務完了までに、指定管理者へ導入するコンテンツの使用マニュアル等を作成し、説明を行うこと。
- ・県の広報活動等に使用するため、導入するコンテンツの全体概要が分かる資料、コンテンツの魅力及び利用方法等がわかる動画等の作成を行うこと。
- ・体験学習施設、アーバンスポーツ施設、パンプトラック、交流エリアを含めた全体及び各施設の外観、内観のパース図等のデータを作成すること。

## (3) その他

- ・その他、魅力向上に繋がる提案があれば行うこと。
- ・公園の魅力や利便性の向上に繋がる提案があれば事業範囲を超えた提案も可能。  
(例：交流エリアや施設周辺の利便性向上等)

## 9 業務管理責任者の配置

- ・事業者は、業務の実施にあたり、本業務にかかる個別業務を統括管理し、確実かつ適切に履行するため、全委託期間を通じて業務全体を総合的に把握し調整を行う業務管理責任者を代表企業から1名定め、配置すること。
- ・業務管理責任者は、県と体験学習施設及びアーバンスポーツ施設の建築・その他工事関係者との打合せ会議に出席すること。
- ・やむを得ない理由（事由）により、業務管理責任者を変更することは可とするが、事前に県の承諾を得るとともに十分な引継ぎ等を行うこと。